

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

可視化法案成立後の依命通知と弁護実践(後編)

取調べの可視化実現大阪本部 事務局次長 川崎 拓也

前月号では、依命通知の内容について、どのように解釈すべきかを述べた。今月号では、その依命通知を、実際どのように用いて「武器」にしていくかを明らかにしたい。

4. 弁護実践について

前月号で述べたとおり、依命通知は非常に有益なものである。実際、本格実施事件では、検察官も自ら録音録画をする可能性が高いであろう。しかし、現実的問題としては二つの場面が想定される。それは①法制化前ということを経験した検察段階すら録音録画しない場面及び②検察段階は録音録画するが警察段階はしない場面である。

まずもって、①について、これを常態化させてはならない。そのために必要なことは、依命通知の要件を具備した可視化申入の実施である。これまでの可視化申入書は、ほぼ刑法198条4項の迅速的確な立証のみを根拠にしてきたが、依命通知発出後は当該事件が依命通知の定める対象事件の要件を具備すること及び例外事由に該当しないことを論じなければならない。より具体的に指摘しよう。たとえば、本格実施事件であるコミュニケーション能力に問題があると感じられる被疑者であれば、弁護人が接見において本人からきっちりと聴き取りを行い、療育手帳の有無、既往症の有無などをおさえなければならない。また、試行対象事件であれば、被疑者からの取調べへの不満が口にされれば（されなくとも聴き取るのはある意味では当然であろうが）「被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性」が生じることとなる。これを可視化申入書に書かない手はない。ことほど左様に、

依命通知を念頭に置かずに接見に臨めば、捜査弁護の一步目からつまづくことにもなりかねない。

さらに、②については依命通知の対象外であるため、一見すると実現困難なようにも思える。しかし、公判に立会するのは検察官であり、警察の捜査への指揮権も有している。ここについては、従前同様粘り強く、かつ公判段階で争いが生じうることを、警察段階における違法取調べの影響の残存等についても触れながら説得を試みるべきである。何よりも、全過程録音録画についてはあと数年で実現可能なほどに機器等の整備もなされているのであり、少なくとも物理的制限を理由として拒否することはもはや不可能なのである。

そして、最後の弁護実践の砦は公判段階であろう。仮に非録音録画下での供述調書が証拠請求された場合、そしてその調書の任意性に疑義がある場合には、絶対にその調書は採用させてはならない。その際には、依命通知という法的規範とはいわずとも、これに類似する相当高度な要請があるにも拘わらず、そしてそのような存在を明記した可視化申入れもなされているにも拘わらず、録音録画がなされなかったことへの言及が必須である。そして、新刑法施行後には、録音録画なき供述調書に証拠採用の余地はないこと（この点は、2015年5月号で小坂井会員が簡潔に触れておられる）もあわせて主張すべきであろう。

5. おわりに

参考までに、仮に依命通知に基づいて検察官と可視化に関する交渉をしたら、という場面をロールプレイとして掲載しておこう。このやりとりは、昨年9月17日に当会において実施した研修の内容をもとにしている。事案は、痴漢（盗撮）事案で、被疑者に知的障がい疑われるというものである。可視化申入書送付後に可視化実現に向けた検事とのやりとりを想定したものである。

弁護人：もしもし、〇〇検察官でしょうか。弁護士××と申します。Aさんに対する迷惑防止条例違反の件でご連絡しました。

検察官：はい、どういったことでしょうか。

弁護人：可視化申入書は、見ていただけましたか？

検察官：はい。録音録画をするかどうかは、まだ分かりませんが。

(要件該当性について)

弁護人：彼には知的障がいがあります。警察官にも相当誘導されてしまったようです。依命通知の実施対象事件ですよ。

検察官：知的障がいかどうか、資料もありませんし、現時点では何とも。

弁護人：療育手帳を持っていて、B2の等級だそうです。自宅に手帳があるそうなので、電話をして確認していただけますか。

検察官：まあ、電話してみます。でも、被疑者が拒否した場合、十分な供述が出来ないと判断することになりますよ。

(例外事由非該当について)

弁護人：Aさんは録音録画を望んでいます。私にも、はっきりと言いました。

検察官：そうは言っても、性犯罪ですからねぇ。我々としてはプライバシーを保護しなければなりません。その点はご了承ください。

弁護人：今回の事件に関してプライバシー保護の問題が生じますかね。録画録音していただくがいまいが、女性に何をしたかは取調べでは当然話題になるし、必要があれば調書にするでしょ。調書になれば当然外部に出ることが前提になりますよね。本件で録音録画した場合の弊害をもう少し具体的にお聞かせいただけますか。

検察官：取調べを試みなければ、具体的弊害までは分かりませんが、性犯罪ですから一般的にプライバシーの問題はあるでしょう。

弁護人：一般論を持ち出せば、あらゆる事件で、プライバシー保護に支障が生じることとなりかねません。それは、依命通知の趣旨に明らかに反しますよ。それに、公判請求されてDVDが開示された場合でも、弁護人から外に情報が漏れることはありません。

検察官：はあ。まあ検討しますから。ただ、全過程をするかどうかはお約束できませんよ。

(一部録画を認めない)

弁護人：依命通知の「留意点」はご覧になりましたか。全過程の録音録画を含め、できる限り広範囲な録音録画を行うとされています。一部の録画だけであれば、任意性も信用性も争うこととなります。

検察官：分かりました。検討しておきます。

弁護人：必ず全過程を録音録画してください。

もはや可視化は、運動論ではない。現実的課題である。被疑者・被告人にとって、そして全力で彼ら・彼女らを弁護する我々にとって、即座に問題となるテーマである。それは任意性を争う場面のごとく、全ての刑事弁護人が当然に身につけておかなければならない知識であり、技術である。

今、改めて依命通知に基づく可視化実現が必須であることを明らかにして、本稿を結びたい。